

## 公布された規則のあらまし

### 佐賀県特定調達契約規則の一部を改正する規則（規則第 63 号）

- 1 競争入札の参加者の資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知することとした。（第 3 条関係）
- 2 競争入札の参加者の資格に関する公示の事項に、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項又は第 167 条の 11 第 2 項に規定する資格に関する文書を入手するための手段を加えることとした。（第 3 条関係）
- 3 一般競争入札の公告又は指名競争入札の公示（以下「公告等」という。）について、一連の調達契約のうち最初の契約に係る公告等において、最初の契約以外の契約に係る公告等を当該入札の入札期日の前日から起算して少なくとも 24 日前に行う旨を示したときは、最初の契約以外の契約に係る公告等は、当該入札の入札期日の前日から起算して 24 日前に行うことができることとした。（第 4 条及び第 5 条関係）
- 4 特定調達契約に係る地方自治法施行令第 167 条の 12 第 2 項の規定による通知は、3 の指名競争入札の公示の日においてすることとした。（第 6 条関係）
- 5 入札説明書の記載事項に、電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合の当該電子情報処理組織の使用に関する事項を加えることとした。（第 10 条関係）
- 6 その他所要の改正を行うこととした。
- 7 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 8 所要の経過措置を定めることとした。